

全建事発第 84 号
平成 25 年 11 月 27 日

各都道府県建設業協会
会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 浅沼 健一
〔公印省略〕

消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法
及び建設業法の遵守について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の活動に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 25 年 11 月 18 日付にて国土建推第 26 号「消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守について」が発出されました。平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率の引き上げに伴い、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（消費税転嫁対策特別措置法）が制定・施行され、建設工事においては元請負人及び下請負人のそれぞれが同法を遵守すべきこと、また、同法の適用対象外の場合であっても、消費税率の引き上げに際して適正な建設工事の請負契約の締結及び代金の支払いが行われるためには、建設業法を遵守する必要があること等につき、理解の促進及び周知の徹底を図ることを目的とした通達となっております。

つきましては、本通達及び参考の資料を送信いたしますので、貴会会員企業に対してのご周知をいただきますようお願い申し上げます。

敬具

【送信文書及び資料】

- (1) 国土建推第 26 号 消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守について
- (2) 別添 1 消費税率の引き上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守に関する留意事項
- (3) 別添 2 建設産業における転嫁対策について
- (4) 別添 3 消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について
- (5) 別添 4 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置について
- (6) 別添 5 消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について
- (7) 参考資料 消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方
- (8) 参考資料 消費税の円滑かつ適正な転嫁のために
- (9) 参考資料 建設産業における消費税の転嫁対策について

【担当】

事業部 平澤

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

Email : jigyo@zenken-net.or.jp

国土建推第26号
平成25年11月18日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



消費税の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法
及び建設業法の遵守について

平成26年4月1日からの消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の引上げに伴い、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正に関する特別措置法」（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が制定され、平成25年10月1日に施行されたところである。

消費税転嫁対策特別措置法においては、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置等が講じられており、建設工事の請負契約等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるためには、元請負人及び下請負人のそれぞれが消費税転嫁対策特別措置法を遵守する必要がある。

また、消費税転嫁対策特別措置法による規制の対象とならない場合であっても、消費税の引き上げに際して、適正な建設工事の請負契約の締結及び代金の支払が行われるためには、建設業法を遵守する必要がある。

建設工事の請負契約等において問題となることが懸念される消費税の転嫁拒否等の行為の考え方については、「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」（平成25年9月10日公正取引委員会。以下「消費税転嫁拒否等ガイドライン」という。）が公表されており、また、建設工事の請負契約に関する法令遵守についても、「建設業法令遵守ガイドライン（再改訂）－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－」

（平成24年7月国土交通省土地・建設産業局建設業課）において、どのような行為が建設業法に違反するかについて示しているとおりでである（別添1参照）。

については、今般の消費税率引上げに際し、消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守を図るため、上記の趣旨及び内容を十分理解するとともに、貴団体傘下の建設業者に対し、指導方お願いする。

なお、消費税の転嫁拒否等の行為に関する相談を受け付ける政府共通の窓口として「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されているとともに、国土交通省においても、消費税の転嫁拒否等の行為について、適切な対応を求められていることから、各地方整備局等の「駆け込みホットライン」や地方公共団体に相談窓口を設置しているので、その活用について併せて周知されたい（別添2参照）。

さらに、別添3、4及び5のとおり経済産業省、公正取引委員会、消費者庁及び国土交通省土地・建設産業局不動産課長より関係団体に対して通知されているので参考に通知する。

消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法
及び建設業法の遵守に関する留意事項

1 消費税転嫁対策特別措置法第3条において禁止されている消費税の転嫁拒否等の行為について

建設工事の注文者が、消費税転嫁対策特別措置法第2条第1項に規定する「特定事業者」に該当し、かつ、請負人等（資材業者や警備業者を含む。以下同じ。）が、同条第2項に規定する「特定供給事業者」に該当する場合、当該注文者が、同法第3条に規定する「減額」「買ったたき」「商品購入、役務利用又は利益提供の要請」「本体価格での交渉の拒否」「報復行為」を行うことを消費税の転嫁を拒む行為として禁じているが、建設工事の請負契約等において、「消費税転嫁拒否等ガイドライン」に照らして問題となるのは、例えば、以下のような場合である。

(1) 減額（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号前段）

- 契約済みの請負金額（消費税を含めた金額。以下同じ。）から消費税率引上げ分の全部又は一部を減じる場合
- 既に支払った消費税率引上げ分の全部又は一部を次に支払うべき請負金額から減じる場合
- 本体価格に消費税額分を上乗せした額を請負金額とする旨契約したにもかかわらず、支払の際に、消費税率引上げ分の全部又は一部を請負金額から減じる場合
- リベートを増額する又は新たに提供するよう要請し、当該リベートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を請負金額から減じる場合
- 消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数を請負金額から一方的に切り捨てて支払う場合

(2) 買ったたき（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）

- 請負金額を一律に一定比率で引下げて、消費税率引上げ前の請負金額に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い請負金額を定める場合
- 原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税率引上げ前の請負金額に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い請負金額を定める場合
- 安価受注を実施することを理由に、大量発注などによる請負人等のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、請負人等に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の請負金額に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い請負金額を定める場合
- 免税事業者である請負人等に対し、免税事業者であることを理由に、消費税率引上げ前の請負金額に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い請負金額を定める場合（注）
- 消費税率が2段階で引上げられることから、2回目の引上げ時に消費税率引上げ分を全てを受け入れることとし、1回目の引上げ時においては、消費税率引上げ前の請負金額に消費税率引上げ分を上

乗せした額よりも低い請負金額を定める場合

- 工事内容を減らし、請負金額を消費税率引上げ前のまま据え置いて定めたが、その請負金額の額が工事内容を減らしたことによるコスト削減効果を反映した額よりも低い場合

(注) 免税事業者であっても、他の事業者から仕入れる原材料や諸経費の支払において、消費税額分を負担している点に留意する必要がある。

(3) 商品購入、役務利用又は利益提供の要請 (消費税転嫁対策特別措置法第3条第2号)

【商品の購入、役務の利用要請】

- 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、請負人等にディナーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設の利用等を要請する場合
- 消費税引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、本体価格の引下げに応じなかった請負人等に対し、毎年定期的に一定金額分購入してきた商品の購入金額を増やすよう要請する場合
- 自社の指定する商品を購入しなければ、消費税率引上げに伴う請負金額の引上げに当たって不利な取扱いをする旨示唆する場合

【利益提供の要請】

- 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、消費税の転嫁の程度に応じて、請負人等ごとに目標金額を定め、協賛金を要請する場合
 - 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、通常必要となる費用を負担することなく、請負人等に対し、従業員等の派遣又は増員を要請する場合
 - 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、消費税率の引上げに伴う価格改定や、外税方式への価格表示変更等に係る値札付け替え等のために、請負人等に対し、従業員等の派遣を要請する場合
 - 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、請負人等に対し、取引の受発注に係るシステム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合
 - 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、特許権等の知的財産権、その他経済上の利益を無償又は通常支払われる対価と比べて著しく低い対価で提供要請する場合
- (4) 本体価格での交渉拒否 (消費税転嫁対策特別措置法第3条第3号)
- 請負金額に係る交渉において消費税を含まない価格を用いる旨の請負人等からの申出を明示的に拒む場合
 - 請負人等が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したため、本体価格に消費税額を加えた総額のみを記載した見積書を再度提出させる場合
 - 注文者が、本体価格と消費税額を加えた総額しか記載できない見積書等の様式を定め、その様式の使用を余儀なくさせる場合
- (5) 報復行為 (消費税転嫁対策特別措置法第3条第4号)

○ 請負人等が、「駆け込みホットライン」等に消費税の転嫁拒否の事実を知らせたことを理由として、取引数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをする場合

2 消費税転嫁対策特別措置法第8条において禁止されている消費税の転嫁を阻害する表示について

「消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方」（平成25年9月10日、消費者庁）を参考とされたい。

3 建設業法上の問題について

消費税率の引上げの際して、建設業法上問題となるのは、例えば、次のような場合である。

なお、消費税税率の引上げの際に行われる「指値」「赤伝」「不当な使用資材等の購入強制」は、上記1(1)～(3)に該当するので留意されたい。

(1) 見積条件の提示（建設業法第20条第3項）

本体価格の交渉には応じるが、不明確な工事内容の提示をしたり、適正な見積期間を確保しない場合

(2) 書面による契約締結（建設業法第18条、第19条第1項）

請負金額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れることを合意したが、書面による契約を行わなかった場合

(3) やり直し工事（建設業法第18条、第19条第2項）

請負金額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れるが、その代わりに、変更契約をせずに、やり直し工事を行わせ、消費税率引上げ分の全部又は一部に相当する費用負担を強要する場合

(4) 工期（建設業法第19条第2項）

請負金額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れるが、その代わりに、工期の短縮や変更を強要する場合

(5) 支払保留（建設業法第24条の3、第24条の5）

請負金額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れるが、その代わりに、支払を保留する場合

(6) 長期手形（建設業法第24条の5第3項）

請負代金の額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れるが、その代わりに、金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付する場合

【参考 URL】

- ・ 消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方（平成25年9月10日公正取引委員会）

<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h25/sep/tenkaGLkouhyou.html>

- ・ 建設業法令遵守ガイドライン（再改訂）一元請負人と下請負人の関係に係る留意点－（平成24年7月国土交通省土地・建設産業局建設業課）

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html

建設産業における転嫁対策について

具体的な転嫁対策の取り組みとしては、

- ①消費税の円滑かつ適正な転嫁について各方面(※)への周知徹底

※建設業団体への説明会実施

- ②相談窓口の設置(政府全体、国交省建設業所管部局) ※下記参照

- ③政府全体で実施する書面調査並びに元請企業・下請企業間の取引実態調査等を通じた転嫁状況の実態把握

- ④建設業法令遵守推進本部による建設企業への立入検査・指導等徹底

などについて、これまで培ってきた調査指導の体制・ノウハウも有効に活用しながら、建設産業における円滑かつ適正な転嫁対策を実施する。

相談窓口

○内閣府に政府共通の窓口として消費税価格転嫁等総合相談センターを設置

専用ダイヤル:0570-200-123 URL:<http://www.tenkasoudan.go.jp>

【受付時間】平日9:00～17:00(平成26年3月・4月は土曜日も受付)

※国土交通本省においても消費税価格転嫁等総合相談センター分室を設置

○各地方整備局等においては「建設業法令遵守推進本部」にて対応(駆け込みホットラインの活用)

※駆け込みホットライン……0570-018-240

○都道府県においても相談窓口を設置